

令和6年6月24日
生活支援部医療保険課

後期高齢者医療被保険者証の更新等について

1 被保険者証の一斉更新

現行の被保険者証の有効期限が令和6年7月31日に切れるため、被保険者証を一斉更新し、被保険者に発送を行う。(発送予定日：令和6年7月9日)

マイナンバー法の一部改正により、法施行日の令和6年12月2日以降は被保険者証の新規発行が廃止となるため、従前とは異なり、(1)一斉更新による交付は今回が最後、(2)有効期間は2年間ではなく1年間、となる。

2 一斉更新以降に交付する被保険者証等の取り扱い

(1) 一斉更新以降令和6年12月1日まで

有効期間が令和7年7月31日までの被保険者証を発行する。

(2) 令和6年12月2日から令和7年7月31日まで(予定)

有効期間が令和7年7月31日までの「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付する(新規資格取得者や保険証券面記載事項に変更があった方のみ)に交付)。

① 資格情報のお知らせ(以下「お知らせ」という。)

保険証利用登録済みのマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)を保有している者に対して、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、氏名、被保険者番号、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載したA4サイズのお知らせを交付する。お知らせ単独で保険診療を受けることができる書類ではないが、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する際などに、お知らせをマイナ保険証と合わせて提示することで保険診療が可能となる。

② 資格確認書

マイナ保険証を保有していない者に対して、医療機関等で資格を確認することができるよう、氏名、被保険者番号、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載したカード型の資格確認書を職権により交付する。

(3) 令和7年8月1日以降

全ての被保険者に対して、お知らせまたは資格確認書を一斉更新する。この時点で被保険者証は完全に廃止となる。

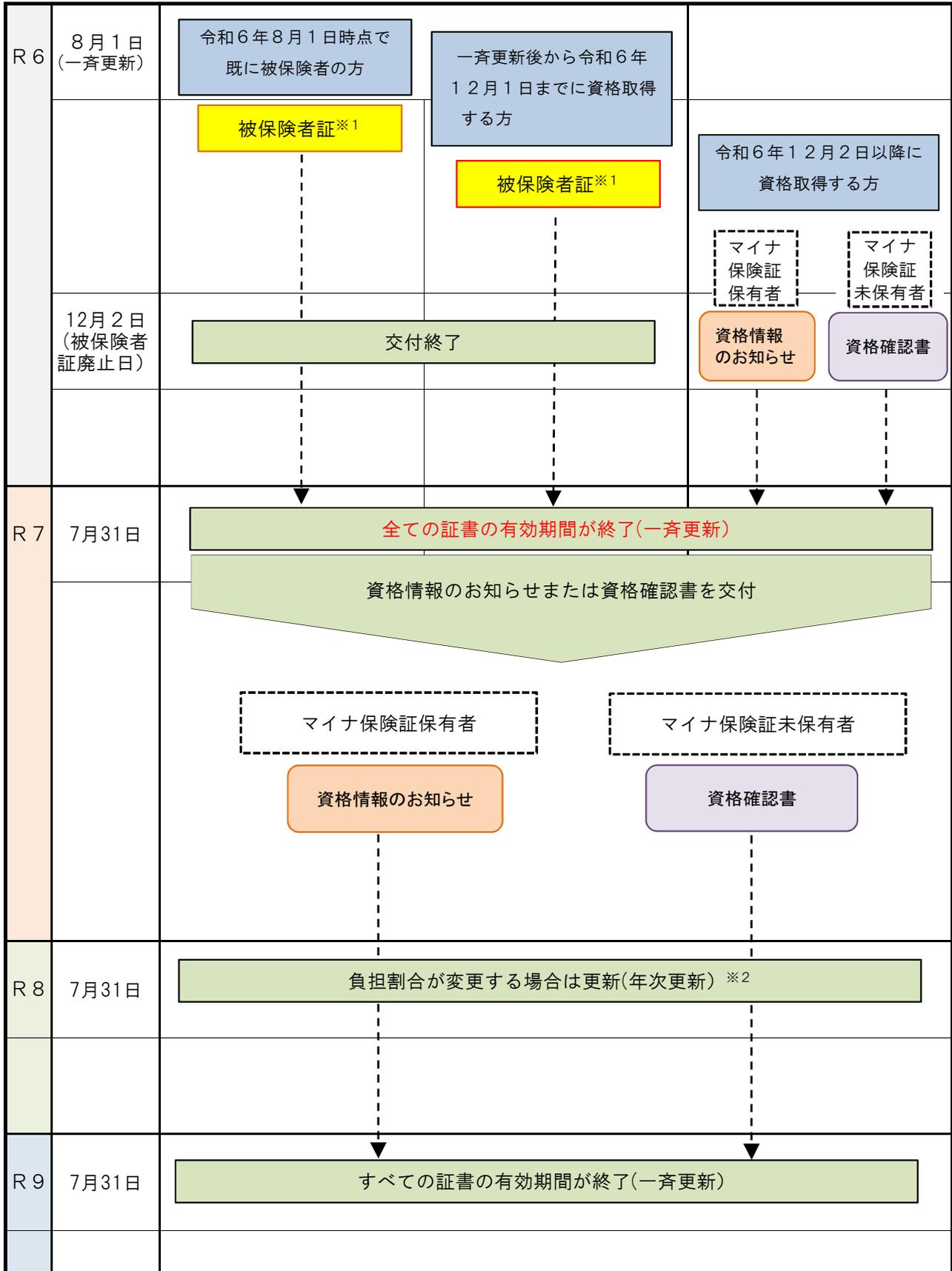
また、被保険者の中で負担割合が変更する者に対しては令和8年8月1日に年次更新、その他の被保険者に対しては2年ごとに一斉更新する予定である。

3 加入者情報（個人番号下4桁）のお知らせ

厚生労働省は、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにすることを目的に、令和6年10月までに、医療保険者が把握している加入者情報（個人番号下4桁）を、全ての被保険者に通知するよう、医療保険者に求めている。

これを受け、東京都後期高齢者医療広域連合では、加入者情報（個人番号下4桁）に関する通知を一斉更新時に同封する予定である。

4 被保険者証・資格確認書・資格情報のお知らせの更新スケジュール



※1 被保険者証(有効期限は令和7年7月31日)を交付されている方が、令和6年12月2日(被保険者証廃止日)以降に被保険者証の券面情報(負担割合や住所等)が変更になった場合、新たな被保険者証を交付せず、資格情報のお知らせまたは資格確認書を交付する(汚破損を理由とした再交付も不可)。
 ※2 資格確認書に高額療養費の適用区分が記載されている方は、適用区分が変更した場合も資格確認書を更新する。